

改正

平成25年 2 月28日規則第 1 号
平成26年 6 月30日規則第25号
平成26年11月28日規則第44号
平成28年 8 月10日規則第49号
平成29年 2 月15日規則第 5 号
平成29年 5 月31日規則第30号
平成30年 3 月30日規則第14号
平成30年 7 月31日規則第21号
平成31年 3 月29日規則第16号
令和 5 年10月27日規則第47号
令和 7 年 5 月 2 日規則第25号

安曇野市建設工事執行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市が施行する建設工事について法令、条例及び規則に別段の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 1 項に規定する土木建築に関する工事をいう。
- (2) 設計図書等 設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）及び建設工事請負契約書をいう。
- (3) 受注者 安曇野市財務規則（平成17年安曇野市規則第39号。以下「財務規則」という。）第122条の規定による契約（以下「契約」という。）を締結し、工事を施工する者をいう。
- (4) 監督職員 財務規則第130条第 1 項の規定による監督を行う者をいう。
- (5) 検査職員 財務規則第131条第 1 項の規定による検査を行う者をいう。なお、必要により監督職員がこれを兼ねることができる。

(市長の責務)

第 3 条 市長は、工事用地その他設計図書において定められた建設工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が建設工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 市長は、受注者の施工する建設工事及び市長の発注に係る第三者の施工する他の建設工事が施工上密接に関連する場合において必要があるときは、その施工について、調整を行うものとする。

この場合において、受注者は、市長の調整に従い第三者の行う建設工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（受注者の責務）

第4条 受注者は、市長の示す設計図書等に従いこれを履行しなければならない。

- 2 設計図書等に明示されていないもの又は疑いを生じたときは、建設工事施工協議書（長野県土木工事共通仕様書）により市長と受注者が協議して定める。ただし、軽微なものについては、監督職員の指示によるものとする。

（契約の保証）

第5条 市長は、当該契約の締結と同時に、財務規則第124条に規定する契約保証の措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定のうち、財務規則第124条第3項第1号から第3号までの規定の適用範囲は、次の当該各号の定めによる。

- （1） 財務規則第124条第3項第1号又は第2号の規定によるときは、当該建設工事の請負代金額が500万円以上とする。
- （2） 財務規則第124条第3項第3号の規定によるときは、当該建設工事の請負代金額が500万円未満とする。

（提出書類）

第6条 受注者は、設計図書等に基づいて、次に定めるところにより書類を作成し市長に提出しなければならない。ただし、請負代金額が200万円未満のときは、この限りでない。

- （1） 現場代理人及び主任技術者等届（様式第1号） 着工前
 - （2） 工事工程表 契約締結の日から7日以内
 - （3） 請負代金内訳明細書 契約締結の日から7日以内（必要としない場合は省略できる。）
- 2 受注者は、工事施工中に現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者（以下「現場代理人等」という。）を変更したときは、遅滞なく前項第1号に規定する届出書を提出しなければならない。

（特許権の使用）

第7条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書等に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者が無過失であったときは、受注者に対してその使用に要した費用を支払うことができる。

（前金払及び中間前金払）

第8条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条及び財務規則第75条に基づき、受注者から建設工事に要する費用について、前金払又は中間前金払の請求があった場合において、その内容及び使途が正当と認めたときは、前金払又は中間前金払をすることができる。

(前金払の対象)

第9条 前金払の対象は、当初の請負代金額が130万円以上の建設工事とする。

(前金払の額)

第10条 前金払の額は、当該建設工事の請負代金額の100分の40に相当する金額以下とする。

2 前項の規定により計算した前金払の額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(中間前金払の対象)

第11条 中間前金払の対象は、建設工事であって第18条の規定により前金払をし、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工事工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の額)

第12条 中間前金払の額は、当該建設工事の請負代金額の100分の20に相当する金額以下とする。

2 前項の規定にかかわらず、中間前金払の額は、請負代金額の100分の60に相当する額から既に支払った前金払の額を控除した額以下とする。

3 前2項の規定により計算した中間前金払の額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(前金払等の明示)

第13条 前金払及び中間前金払（以下「前金払等」という。）の対象となる工事は、財務規則第106条の規定による入札の公告又は財務規則第117条の規定による指名の通知において、その旨を明示するものとする。

(前金払等に関する特約)

第14条 前金払等の対象となる工事に係る契約には、前金払等に関する事項を特約として付するものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第15条 中間前金払と部分払（財務規則第137条に規定する部分払をいう。以下同じ。）は選択制とし、どちらか一方のみ支払うことができる。

(中間前金払の認定請求等)

第16条 中間前金払に係る認定を受けようとする受注者は、中間前金払認定請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、受注者から中間前金払認定請求書が提出された場合において、第11条各号に掲げる要件の全てを満たしていると認めたときは、速やかに中間前金払認定書（様式第3号）を受注者に交付するものとする。

(使途の制限)

第17条 受注者は、前払金又は中間前払金を当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、営繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料以外の経費に充当してはならない。

(請求及び支払)

第18条 受注者は、前払金又は中間前払金の支払を受けようとするときは、前金払（中間前金払）請求書（様式第4号）を市長に提出し、併せて公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）に係る保証証書を市長に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項の保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を市長に寄託したものとみなす。

3 市長は第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金又は中間前払金を支払わなければならない。

(契約の変更)

第19条 受注者は、請負代金額が著しく増額されたときは、その増額後の請負代金額に対する前払金の差額を請求することができる。この場合において、前条の規定を準用する。

(前払金等の返還)

第20条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前払金又は中間前払金の全部又は一部を、指定する期日までに返還させるものとする。

(1) 受注者が第17条に定める経費以外に前払金又は中間前払金を使用したとき。

(2) 受注者と本市との間の当該請負契約が解除されたとき。

(3) 保証事業会社が保証契約を解除したとき。

2 市長は、前払金又は中間前払金の支払後に請負代金額を相当額減額したときは、受注者と協議して返還すべき金額を定める。

(保証契約の変更)

第21条 受注者は、第19条若しくは前条第2項による請負代金額の変更又は工事内容の変更その他の理由により工期を延長したときは、保証契約を変更して、第18条第1項又は第2項の規定により寄託した保証証書を交換しなければならない。

(前払金等不払に対する工事中止)

第22条 受注者は、市長が第18条第3項、第45条第2項又は財務規則第137条第1項の規定による支払を受注者の原因によることなくして遅延し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、市長はその損害を賠償するものとする。

(監督職員)

第23条 市長は、監督職員を置いたとき又は監督職員を変更したときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。

2 監督職員は、財務規則第130条第2項の規定により、設計図書等に定められた事項の範囲内で、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 契約の履行について、受注者に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、建設工事の施工状況の検査及び工事材料の試験又は検査

3 前項の規定による監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面をもって行うものとする。

4 市長は、2人以上の監督職員を置き、第2項の規定による職務を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する職務の内容を、監督職員に契約に基づく市長の権限の一部を委任したときは当該委任した権限の内容を、受注者に通知するものとする。

5 受注者は、この規則に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合において、監督職員に到達した日をもって市長に到達したものとみなす。

(監督に関する図書)

第24条 監督職員は、次に掲げる図書(受注者から提出された図書を含む。)をそれぞれの担当事務に応じて作成し、かつ、整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

(1) 建設工事の実施状況を記載した図書

(2) 契約の履行に関する協議事項(軽易なものを除く。)を記載した図書

(3) 建設工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書

(現場代理人等)

第25条 現場代理人等の設置については、建設業法第19条の2、第26条及び第26条の2の定めるところによる。

2 受注者又は現場代理人は、工事現場に常駐し、監督職員の監督又は指示に従い、工事現場の取締り及び工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 現場代理人等は、これを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第26条 市長は、受注者の現場代理人等又は就労者について、建設工事の施工又は管理に著しく不適当と認める者があるときは、受注者に対し、その理由を明らかにしてその交代を求めることができる。

(工事材料の検査)

第27条 受注者は、工事材料について、使用前に監督職員の検査を受け合格したものでなければ使用することができない。

2 監督職員は、受注者から前項の規定による検査を求められたときは、7日以内にこれに応じな

ければならない。

- 3 前項による工事材料を検査するために直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に持ち出してはならない。
- 5 監督職員は、検査の結果不合格と認めた工事材料については、受注者に対し、取替え及びその期間について指示をしなければならない。

（監督職員の立会い）

第28条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、監督職員の立会いを得なければならない。

- （1） 使用する材料のうち、調合を要するとき。ただし、見本検査において適当と認められたものについては、この限りでない。
 - （2） 水中又は地下に埋設する建設工事その他完成後外面から明視することができない建設工事を施工するとき。
- 2 受注者が、前項の規定に違反して施工したときは、財務規則第131条第3項の規定による破壊検査等のほか撤去を求め、又は改めて施工させることができる。
 - 3 監督職員は、受注者から第1項の規定による立会い又は見本検査を求められたときは、7日以内にこれに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第29条 市長は、受注者に対し必要に応じて工事材料を支給し、又は建設機械器具を貸与することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により市長が支給する工事材料（以下「支給材料」という。）又は市長が貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）を受けようとするときは、支給（貸与）申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品を受領したときは、遅滞なく借用証又は受領書を市長に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、支給又は貸与を行うときは、受注者と立会いで検査し引き渡すものとする。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、品質、規格若しくは性能又は引渡場所若しくは引渡時期を変更することができる。この場合において、工期又は請負代金額を変更する必要があるときは、市長と受注者が協議して定める。
- 6 受注者は、建設工事の完成又は設計図書の変更によって不要となった支給材料又は貸与品を、支給材料（貸与品）返還書（様式第6号）を添えて直ちに市長に返還しなければならない。
- 7 受注者は、支給材料又は貸与品を十分な注意をもって管理し、保管しなければならない。
- 8 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（工事の改造等）

第30条 受注者は、建設工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において監督職員が改造を命じたときは、これに従わなければならない。この場合において受注者は、請負代金額の増額又は工期の延長を請求することができない。

(条件変更等)

第31条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、この旨を直ちに監督職員に通知して指示を受けなければならない。

- (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと（設計図書と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に記載誤り又は記載漏れがあることを含む。）。
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態及び施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- (4) 設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたとき。

2 前項に規定する場合において、市長と受注者は、建設工事施工協議書により協議し、必要があると認めたときは、工期及び請負代金額の変更又は設計図書の訂正若しくは変更をすることができる。

(設計図書等の変更、建設工事の中止等)

第32条 市長は、必要があると認めたときは、設計図書等を変更し、又は建設工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、工期又は請負代金額を変更する必要があるときは、市長と受注者が協議して定める。

2 前項に規定する場合において、受注者が損害を受けたときは、市長はその損害を賠償しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第33条 受注者は、天候の不良、関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に建設工事を完成することができないときは、遅滞なく、工期延長願（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による延長日数は、市長と受注者が協議して定めるものとし、市長は、工期の延長を必要と認めたときは、変更契約を締結するものとする。

(臨機の措置)

第34条 受注者は、災害防止等のため特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、監督職員は、受注者のとった措置について遅滞なく報告を求めるとともに、書面により市長に報告しなければならない。

3 受注者は、監督職員が災害防止その他工事の施工上、特に必要があると認める場合において、臨機の措置をとることを請求したときは、これに従わなければならない。

- 4 第1項及び前項の規定による措置に要した費用については、市長が特にやむをえないと認めたものを除き受注者の負担とする。

(引渡し前の損害)

第35条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害及び工事施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第37条第1項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生の原因が市長の責めに帰すべき理由によるときはこの限りでない。

- 2 前項の規定による場合において、第52条第1項の規定による火災保険その他損害を補填するもの（以下「保険等」という。）があるときは、市長と受注者が協議して負担すべき損害額を定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第36条 受注者は、建設工事の施工について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（保険等で補填された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち市長の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市長が負担するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、建設工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち建設工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担するものとする。

- 3 前2項の規定による場合その他建設工事の施工について第三者との間に紛争が生じたときは、市長と受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第37条 工事目的物の引渡し前に、天災等で、市長又は受注者の責めに帰することができないものにより、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を市長に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の規定による損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたもの及び保険等で補填された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 前項による損害額は市長が認定し、その損害額が請負代金額の2割以上であるときは、市長と受注者が協議して負担額を定めるものとする。

- 4 第2項の規定による確認の結果片付けに要する費用は、市長がこれを負担するものとする。

(検査の種類)

第38条 工事検査の種類は、次に掲げるところによるものとする。

(1) しゅん工検査 建設工事が完成したことを確認するための検査

(2) 一部しゅん工検査 工事目的物について、市長が設計図書において建設工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）を確認するための検査

(3) 出来高検査 建設工事の完成前に請負代金の一部を支払う必要がある場合において、建設工事の出来高部分を確認するための検査

(4) 中間検査 建設工事施工中途に市長が特に必要があると認めた場合において、その必要部分を確認するための検査

(しゅん工検査及び引渡し)

第39条 受注者は、建設工事が完成したときはしゅん工届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、受注者から前項に規定する届出書の提出があったときは、通知を受けた日から14日以内に検査を行い、当該検査の結果を検査結果通知書（様式第9号）により受注者に通知するものとする。ただし、当該建設工事の請負代金額が200万円未満のときは、当該通知を省略することができる。

3 受注者は、検査に合格しないときは、検査職員の指示に基づき、直ちに補修又は改造して再度検査を受けなければならない。この場合において、前項の規定を準用する。

4 建設工事の性質により検査が著しく困難なもの又は実際に使用した結果でなければその良否につき判定が困難なものについては、市長が定める期間内に補修又は改造を行うことを条件にして、検査を終了させることができる。

5 市長は、前3項の規定による検査によって建設工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければならない。

6 受注者が前項の規定による申出をしないときは、請負代金額の支払の完了をもって工事目的物の引渡しを終わるものとする。

(一部しゅん工検査)

第40条 指定部分がある場合において、当該部分の建設工事が完成したときについては、前条中「建設工事」とあるのは「指定部分に係る建設工事」と、同条第6項中「請負代金額」とあるのは「指定部分に相応する請負代金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(出来高検査)

第41条 受注者は、建設工事の完成前に、建設工事の既済部分及び工事現場内に搬入した工事材料（製造工場等にある工場製品を含む。）に対する部分払を受けようとするときは、出来高検査願（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、受注者から前項に規定する願書を受けた日から14日以内に検査を行い、正当と認めたときは、その旨を出来高検査結果通知書（様式第11号）により受注者に通知するものとする。

3 監督職員は、第1項に規定する願書を受けたときは直ちに出来高設計書及び出来高調書（様式第12号）を作成しなければならない。

(中間検査)

第42条 市長は、工事施工中途において特に必要があると認めたときは、検査職員に命じ検査を行うことができる。

(検査の方法)

第43条 建設工事の検査は、現地において設計図書等と対照し、厳正に行わなければならない。

2 水中又は地下に埋設部分等で外面から明視することができない部分は、監督職員の記録、工事関係図書及び工事写真により考査認定することができる。

3 検査職員は、検査に当たり、必要があると認めるときは、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は受注者の負担とする。

(検査の立会い)

第44条 監督職員及び受注者又は現場代理人は、建設工事の検査に立ち会わなければならない。

(請負代金の支払)

第45条 受注者は、第39条第2項若しくは第3項及び第40条の規定による検査に合格したとき又は第41条の規定による出来高を認められたときは、請負代金額の支払を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金額を支払わなければならない。

(異議の申立て)

第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その理由を明示した書面をもって、市長に対し異議を申し出ることができる。

(1) 監督職員の監督又は指示に著しく不相当と認められる行為があったとき。

(2) 正当な理由もなく検査職員又は監督職員が検査又は指示等の求めに応じないとき。

2 前項の規定による異議の申出があったときは、市長はその書面の提出の日から起算して10日以内に、その異議に対する決定をし、その結果を受注者に対して書面を持って通知しなければならない。

(部分使用)

第47条 市長は、第39条第5項又は第6項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 市長は、前項の場合においては、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による使用により、工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第48条 市長は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、市長に不相当な負担を課すものでないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の規定による請求をする場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請

求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長がこの項による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市長若しくは監督職員の指示により生じたものであるときは、市長は、当該契約不適合を理由として、第1項の規定による請求をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指示が不適正であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(市長の解除権)

第49条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第25条に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 次条第1項各号に規定する理由によらないで受注者が契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除しようとするときは、財務規則第128条第2項の規定による契約解除通知書を受注者に送付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により契約を解除したときは、建設工事の出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金額を受注者に支払うものとする。

4 第8条による前金払等があるときは、前項の規定による支払額を差引精算するものとする。この場合において、前金払等の額に残額があるときは、受注者はその残額を直ちに返還しなければならない。

(受注者の解除権)

第50条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第32条第1項の規定により設計図書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第32条第1項の規定による建設工事の中止期間が工期の100分の50（工期の100分の50が6

月を越えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。

(3) 受注者の責めに帰することのできない理由によって契約の履行が不可能となったとき。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(解除に伴う措置)

第51条 受注者は、前2条の規定により契約が解除された場合において、支給材料（建設工事の出来高として検査に合格した部分に使用されているものを除く。以下この条において同じ。）及び貸与品があるときは、遅滞なく市長に返還しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による場合において、返還を要する支給材料及び貸与品が故意又は過失により滅失又は損傷したときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、市長に明け渡さなければならない。

(火災保険等)

第52条 市長は、特に必要があると認めたときは、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等を火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に付すよう設計図書に定めることができる。この場合において、受注者は、その定めにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに市長に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(紛争の解決)

第53条 市長は、受注者との間に、契約に関し協議を要するものの協議が整わないときその他契約に定める事項について紛争が生じたときは、建設業法による長野県建設工事紛争委員会のあっせん又は調停若しくは仲裁によりその解決を図るものとする。

(補則)

第54条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の豊科町、穂高町、三郷村、堀金村又は明科町の建設工事施行に係る規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(使途の制限の特例)

- 3 第17条の規定にかかわらず、平成28年4月1日から別に市長が定める日までに、新たに請負契約を締結する建設工事に係る前金払で、当該日までに払出しが行われるものについては、前金払額の100分の25を超える額を除き、当該建設工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該建設工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

附 則 (平成25年2月28日規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月30日規則第25号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成26年11月28日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年8月10日規則第49号)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の安曇野市建設工事執行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年2月15日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に締結された建設工事の前金払については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年5月31日規則第30号)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の安曇野市建設工事執行規則の規定は、平成29年5月1日以降に締結した契約から適用する。

附 則 (平成30年3月30日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年7月31日規則第21号)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、平成30年4月1日以後に締結した契約から適用する。

附 則 (平成31年3月29日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項ただし書及び第12条第1項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の安曇野市建設工事執行規則は、平成31年4月1日以後に締結した建設工事について適

用し、同日前に締結した建設工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年10月27日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第18条の改正規定及び第21条の改正規定は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 2 日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定及び第39条第 2 項の改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

様式（省略）